

町長選挙・町議会議員選挙の選挙運動に 公費負担制度が導入されました

南三陸町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例が制定されました。この条例は、令和3年4月1日以降に告示される町の選挙から適用することとされています。(本年11月5日に任期が満了することに伴う町長選挙・町議会議員一般選挙にも適用されます。)

1 選挙運動用自動車の使用に対する公費負担

候補者1人につき、次の額を上限として、町が公費負担します。

①タクシー、ハイヤーなどの借上げ	● 1日につき	64,500円
上記①以外	● レンタカーの借入	1日につき 15,800円
	● 燃料の供給	1日につき 7,560円
	● 運転手の雇用	1日につき 12,500円

2 選挙運動用ビラの作成に対する公費負担

これまで町長選挙のみ頒布を認められていた選挙運動用ビラについて、公職選挙法の改正により、町議会議員選挙でも頒布できるようになりました。その作成については、次の額を上限として、町が公費負担します。

- 町長選挙 …… 1枚につき7円51銭 (5,000枚が上限)
- 町議会議員選挙 …… 1枚につき7円51銭 (1,600枚が上限)

3 選挙運動用ポスターの作成に対する公費負担

ポスター掲示場に掲出する選挙運動用ポスター1枚につき、次による単価を上限(1円未満切上げ)として、町が公費負担します。(525円6銭×ポスター掲示場の数+310,500円)÷ポスター掲示場の数
※ポスター掲示場の数を現行の数(98)とした場合は、(525.06円×98+310,500円)÷98=3,694円(1枚当たりの単価の上限)となります。

町議会議員選挙に「供託金制度」が導入されました

公職選挙法が改正され、これまで、町の選挙では町長選挙のみに適用されていた供託金制度について、町議会議員選挙にも導入されました。

- 町議会議員選挙における供託金の額…15万円
- 町長選挙における供託金の額…50万円(これまでと変わりありません。)

なお、町長選挙および町議会議員選挙の選挙運動に対する公費負担は、この供託金が没収された候補者に対しては、行われません。

※町議会議員選挙における供託物没収点 有効投票総数÷議員定数 × 0.1

第14回明るい選挙啓発標語作品の募集について(9月30日〆切)

宮城県選挙管理委員会において、明るい選挙啓発標語作品の募集が行われています。

きれいな選挙の推進や棄権防止の呼びかけを表す標語(20字をめぐり)について、宮城県内にお住いの児童・生徒、一般の人が応募できます。

児童・生徒には、各学校を通じ募集が行われています。一般の人は、宮城県選挙管理委員会事務局ホームページにある応募用ファイルにより応募できます。

詳しくは、宮城県選挙管理委員会事務局ホームページをご覧ください。

☎ 選挙管理委員会事務局 ☎46-1370

国民健康保険からお知らせ

国民健康保険の被保険者向けに、人間ドックや脳ドックの受診に対する助成を行っています。詳細は7月にお手元に送付した健診案内に同封していますので、希望する人はご確認のうえお申込みください。

対象者

南三陸町国民健康保険の被保険者で令和3年度中に次の年齢に達する人

人間ドック	35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳
脳ドック	40歳から65歳

注意事項

健診実施日以前に国保を喪失した場合は対象外となります。
人間ドックは健診(特定健診・住民健診)を受診する人は対象外となります。
※詳細は7月にお手元に届いたお知らせをご確認ください。

☎ 町民税務課医療給付係 ☎46-1373

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人へ

— 保険料の追納をお勧めします —

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた人と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受取額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって古い月分から納める(追納する)ことができます。

ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

☎ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

令和3年度「道路ふれあい月間」

期間：8月1日(日)から31日(火)までの1か月間

道路ふれあい月間は、道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発などの各種活動を特に推進することにより、道路を利用する町民に道路とふれあい、道路の役割や重要性を改めて認識していただき、道路を常に広く、美しく、安全に利用していただくことを目的としています。

建設課からのお願い

町道の日常管理は日々行っていますが、路面などに異常を発見した際は、建設課までご連絡をお願いします。 ☎ 建設課 ☎46-1377(直通)